

発達障害児者の地域生活の充実へ向けた 支援体制の整備について(提言)

仙台市発達相談支援センター連絡協議会
(仙台市北部・南部発達相談支援センター)

目 次

I はじめに

II 相談支援の現状と課題

II-1 アーチルの相談から

- (1) 乳幼児相談
- (2) 学齢児相談
- (3) 成人相談

II-2 創出された社会資源における取り組みから

- (1) 仙台市自閉症児者相談センター
- (2) 仙台市第二自閉症児者相談センター
- (3) 仙台市地域活動推進センター（市内3カ所）

II-3 平成26・27年度発達相談支援センター連絡協議会の意見から

- (1) 生活支援について～「くらす」
- (2) 就労支援について～「はたらく」
- (3) 余暇支援（居場所づくり・仲間づくり）について～「たのしむ」
- (4) 保護者支援・家族支援について
- (5) 教育関連について
- (6) 人材養成について
- (7) 普及啓発について
- (8) 相談支援のあり方について

II-4 先行研究及び先進地の取り組みから

III 地域生活支援システムの再整備へ向けて

III-1 基本的な視点

- (1) システム見直しの必要性と背景
- (2) システム見直しにあたっての基本的な視点
 - ① 誰もが暮らしやすい地域となるためには—〇多様性の尊重
 - ② 生活障害という視点—〇支援の必要性を判断する指標となるもの
 - ③ 「早期出会い」と「生涯ケア」の意味するもの—〇本人主体の視点で捉え直す

III-2 基本的な枠組みー拠点の拡充とブランチの機能強化

III-3 今後期待される取り組み

- (1) 本人支援に関すること①「くらす」～生活支援
- (2) 本人支援に関すること②「はたらく」～就労支援
- (3) 本人支援に関すること③「たのしむ」～余暇支援
(仲間づくり・居場所づくり)
- (4) 保護者支援・家族支援に関すること
- (5) 教育との連携に関すること
- (6) 人材養成に関すること
- (7) 普及啓発に関すること

III-4 具体的な取り組み

- (1) 自閉症児者相談センターの相談体制強化
- (2) 地域の支援力向上をめざした実践的研修の実施
- (3) 児童発達支援事業所のセンター化に伴う就学前支援体制の再編
- (4) 住まいの場の整備へ向けた調整等の実施
- (5) 緊急対応を要する発達障害児の生活支援体制の整備

IV おわりにー将来へ向けた展望

巻末資料：1. 平成26・27年度発達相談支援センター連絡協議会 意見交換概要図

2. 平成26・27年度発達相談支援センター連絡協議会

「委員の意見」と「期待される取り組み」一覧

3. 先行研究及び先進地の取り組みに関する資料

(1) 中京大・辻井正次氏の研究

「成人期の生活適応の研究～地域で発達障害者が暮らしていくために」

(2) 社会福祉法人グロービュ湖ワークス・ジョブカレの取り組み

「発達障害者自立支援生活支援システム構築事業」

4. 平成26・27年度発達相談支援センター連絡協議会 委員名簿

I はじめに

平成 14 年 4 月、仙台市発達相談支援センター・アーチルは、仙台市リハビリテーションシステム検討委員会からの提言（平成 11 年 3 月）や、「子どもから大人まで生涯にわたり一貫した相談・支援を受けられる場がほしい」という保護者からの要望（平成 12 年 10 月）を受け、泉区泉中央に設置された。開設と同時に、既存の社会資源や支援体制では十分な対応が困難であった「知的障害を伴わない発達障害児者」（本人・家族）からの相談が増え始め、新たな課題やニーズも把握された。

こうした状況を踏まえ、平成 15 年度から 2 か年かけて、相談支援における課題やニーズ、必要な社会資源、今後アーチルがめざすべき方向性等について、「自閉症・発達障害者支援センター連絡協議会」（現「発達相談支援センター連絡協議会」）において様々な立場から検討を重ねた。その結果は、「仙台市における自閉症地域生活支援システム整備のあり方について（提言）」（平成 17 年 3 月）としてまとめられ、その後のアーチルの様々な取り組みを支える土台となっている。

今、先の提言から 10 年を経た節目の時期を迎え、社会情勢の変遷や相談ニーズの変化を背景として、アーチルの相談支援は新たな局面を迎えており。ここ数年、特に思春期や成人期の相談において、「明確には診断基準を満たさないものの、発達障害児者と連続した特性や状態像を示し、同様の生きづらさを訴える人びと」からの相談が急増しており、開設当初に描いていた支援対象者像の見直しや、支援体制の再整備が求められている。

広く社会一般へ目を向けてみても、近年、発達障害の概念及び判断基準の広がりや発達障害に関する社会的認知の高まりに伴い、「発達障害に関する相談の増加」が指摘されている。また、各地の大学では「発達障害のある学生への支援」が取り組むべき課題とされ、医療機関や専門機関においては「発達障害の特徴に当てはまっている」、「自分の生きづらさは発達障害によるものではないか」と自ら相談に訪れる成人のケースも少なくないことが報告されている。こうした現状は、発達障害の特性に合わせたより良い支援のあり方を考えるにあたっては、幼児期・学齢期に限らず、成人後の就労の場や地域社会も含め、本人を取り巻く身近な環境を視野に入れた一貫した支援を行うことの重要性を示している。すなわち、アーチルの相談支援から見えてきた課題に取り組むことは、社会の要請でもある。

この報告書は、先の提言から 10 年にわたるアーチルの取り組みや相談支援の現状を踏まえつつ、今後を見据えた支援体制の再構築へ向けて、新たな方向性を示している。発達障害児者をはじめ、何らかの生きづらさを抱えて成長した人びとが、地域の中で安心して自立した生活を営むことができるよう、この報告書が活用されることを願うものである。

平成 28 年 3 月

II 相談支援の現状と課題

II-1 アーチルの相談から

平成14年4月の開所以降、全ライフステージにわたって増加する相談ニーズに対応するとともに、より身近な地域での相談支援を実現するため、平成24年1月、太白区長町に市内2カ所目となる南部発達相談支援センターが設置された（これに伴い、泉区泉中央のセンターは「北部発達相談支援センター」と改称された）。

開設から10余年を経てアーチルの相談状況はどのように変化し、現在何が課題となっているのか、ライフステージごとに見ていきたい。

（1）乳幼児相談

乳幼児相談においては、開所当時の新規相談は低年齢化の傾向にあり、初回相談後にアーチル初期療育グループ（週1回／3か月間）での子育て支援を経て、地域の活動の場へと移行していくケースが多かった。アーチルに繋がる経路としては各区保健福祉センターからの紹介ケースが多く、初回相談のピークは2歳代であることから、開所当時より目指していた“早期出会い”は概ね実現できていると考えられた。

しかしここ数年、初回相談時すでに幼稚園や保育所・保育園等に在籍しているケースが増加傾向にある。既に在籍する場があり、4歳・5歳という年齢で初めて相談に繋がった場合、アーチル初期療育グループにおいて提供される保護者同士の相互交流の場はなく、発達特性に関する知識や理解を深める機会も得られないまま「就学」という節目の時期を迎えることになる。こうした早期出会い・早期療育の仕組みに繋がらなかつたケースをどのように就学まで支えていくかということが、乳幼児相談の新たな課題である。

このような現状を踏まえ、南北アーチルでは、初回相談時に幼稚園や保育所・保育園に在籍していた児の保護者を対象とした懇談会及び勉強会を開催し、保護者同士の相互交流や学習の場を保障する取り組みを始めている。同時に、保育や幼児教育、子育て支援に係わる関係各課や他機関との連携・協力体制を今後一層強化していく必要がある。

関係機関との連携強化については、昨今の子どもを取り巻く養育環境の問題を鑑みても今後益々必要となってくることが予想される。すなわち、DVや虐待といった身体的及び精神的な暴力に曝されている場合や、保護者自身に発達的な問題や人格的な偏り、精神疾患等があり、養育能力に欠ける場合などには、乳幼児期から学齢期まで一貫して関係機関がネットワークを組み、家庭全体を支える仕組み作りをしていくことが重要といえる。

（2）学齢児相談

学齢児相談においては、通常学級に在籍する知的な遅れのない児童生徒からの相談が増え続けている。こうした状況を受け、開所当時から学校訪問や支援者会議への出席等を積極的に行い、教育関係機関との連携強化や、学校現場に対する発達特性の理解促進に努め

てきた。

学齢期から成人期にかけては、発達的な特性の濃淡や知的水準の程度によって、周囲に馴染めない自分に気づき、疎外感や生きづらさを抱えたまま成長したり、過剰に適応的に振る舞うことで多大なストレスを溜め込んでいたりすることもある。自尊心の低下や被害的な受け止めが生じること、孤立感などから対人接触や集団参加に支障を来すようになること、また不登校やひきこもり状態になったり、ストレスから家族にあたったり、精神症状が出現したりといった二次的な問題が顕著となるケースの中には、こうした状況の積み重ねが背景にある場合もある。そのため、学齢期の支援を考えるにあたっては、学習面だけでなく、本人が自信や意欲を持って取り組める活動を模索することや、仲間とともに安心して過ごせる居場所を保障すること、親の障害受容を促すことなども重要となる。

現在は、中学生において約11人に1人がアーチルでの相談歴を有しており（但し、発達障害の可能性は低いと判断されたケースや、初回相談後中断しているケースも含む）、教育関係諸機関との連携は益々その重要性を増しているといえる。特に、上記のような問題を抱えたケースや不適切な養育環境が背景にあるケースについては、学校とアーチルだけでは対応困難であり、児童相談所や適応指導センター等とも連携しながら支援を進めていく必要がある。

加えて、こうした支援が義務教育終了とともに途切れることなく、高等学校や専門学校、大学といった進学先においても継続されることが望ましい。開所時からアーチルには高等学校や大学の在籍者からの相談が寄せられており、一定のニーズは把握されていたが、個別面接での評価や助言等の対応が主であり、個別事例への係わりを通したネットワーク形成には至らなかった。平成19年度からは、高等学校の教員を中心とする「高校情報交換会」がアーチルを会場に開催されるようになり、ネットワークの輪は着実に広がりつつある。

一方、重度の知的障害と自閉症の発達特性を併せ持つ場合には、望ましくない対応の積み重ねや成長に伴う心身の状態変化等が相互に影響しあい、学齢期に入ると激しい行動障害が出現し、医療的な介入が必要となったり、家庭生活の維持が困難となったりする場合もある。開所当時は、こうしたケースからの緊急的な支援要請への対応が課題の一つであったが、その後の社会資源の整備や連携強化を通して、アーチルへの直接支援の要請は減少している。将来（成人期以降）の安定した地域生活を見据えて、引き続き学齢の段階から二次障害の予防や行動障害の軽減に留意した相談支援を進めることが重要である。

また、発達の偏りがありながら早期出会いが叶わず、学齢期に初めて相談に繋がったケースへの支援のあり方については、乳幼児相談とも共通する課題である。卒後や将来の不安を抱えて子育てをしている親同士が繋がりあい、支え合う場が必要であるとの考え方から、学齢児相談においても試行的に「家族教室」の取り組みを始めているところである。

（3）成人相談

成人相談においては、開所当時、知的障害を伴う自閉症者の行動障害に関する相談と、

高機能自閉症者の就労や生活に関する相談に相談ニーズは大きく二極化していた。行動障害の激しいケースについては、幼少期、学齢期と成長する過程で、状態のアセスメントが十分でなく、障害特性に合わせた適切な対応がなされなかつたことなどにより、二次的な問題が長期化・固着化しているケースが少なくないことが把握されていた。

現在は、新規相談の3割以上が本人からの相談であり、その数は家族や親戚、その他関係機関からの紹介件数を上回っている。近年のインターネットの普及やメディアによる啓発等も背景として、自分自身の“生きづらさ”を発達障害の特性と結び付け、「発達障害ではないか」といった漠然とした主訴で相談に至るケースがここ数年で急激に伸びており、具体的な支援を検討する以前に状態のアセスメントやニーズ整理を丁寧に行うことから相談を始めている。こうしたケースは、発達障害というよりも、環境の変化に伴う不適応や自信の低下によるものと考えられる場合も多い。また、発達障害の可能性を否定はできないものの生活上の困難を招いている他の要因が大きいため、状態像の判断を「保留」とすることも少なくない。その中には、状態のアセスメントや整理に一定の時間を要し、支援の方向性を見出すまでに複数回の相談が必要となる場合も多い。そうした新たなタイプの相談者に対し、現行の相談体制で十分に対応していけるのか、またどのような支援が適するのかという問題が大きくなっている。

一方、発達特性が明確な高機能自閉症者についても、進学先（専門学校、大学等）や職場環境に適応できず在家となっていたり、生活リズムの乱れなどから生活全般に支障を来していたりする場合がある。就労意欲は高いもののなかなか採用に至らない、雇用されても定着が難しいといった訴えも多く、特性に理解がある職場や特性を活かせる職域の開拓、職場定着をめざした支援や就労前支援を行う日中活動の場の整備といった就労関連の支援ニーズは高い。こうした相談の現状を踏まえ、自閉症児者相談センターや地域活動推進センターなどの社会資源を整備してきた経過があり、それら関係諸機関と連携を密にしながら相談支援を展開してきたが、「地域の身近な場所で一貫した支援を継続的に受けたい」というニーズに対しては、まだまだ十分応えきれていないのが現状である。

また、学齢期に不登校となり状況が改善しないまま深刻化し、社会参加や自立が困難となり長期のひきこもり状態に至っている場合や、触法行為があり司法や警察とのやりとりが必要となる場合、精神疾患を合併しており医療機関との連携が必須である場合など、成人期の状態像は他ライフステージに比べて様々な問題を抱えている。そのため連携先も多岐にわたり、制度や社会資源に関する豊富な知識やケースワーク的な視点、ケアマネジメントの手法等も求められるため、支援者の資質向上や後進育成も大きな課題である。

先述のように成人期の相談では本人からの相談も多く、他ライフステージよりも本人支援に重きが置かれることとなり、アーチルでも高機能自閉症者の当事者活動として「青年の会」を定期的に開催している。一方、成人期以降初めて相談機関に繋がる家族（保護者）もいることや、いわゆる「親亡き後」の問題がいよいよ現実味を帯びてくる時期でもあることから、不安を抱えている家族（保護者）が多い。成人期の家族（保護者）支援につい

ては自閉症児者相談センターへ業務委託しており、「家族教室」や「家族交流サロン」を継続的に開催し、継続的な交流の場を希望する家族に対する集団プログラムを実施している。

II-2 創出された社会資源における取り組みから

(1) 仙台市自閉症児者相談センター

平成15・16年度の発達障害者支援センター連絡協議会では、本市における自閉症児者地域生活支援システム整備のあり方について検討し、平成17年3月に提言書としてまとめた。この提言をもとに、平成17年9月、アーチルで「継続的かつ頻回な支援が必要」と判断された高機能自閉症等の発達障害児者に対する相談支援の拠点として、仙台市自閉症児者相談センター「ここねっと」（以下、「ここねっと」と記す）が整備された（受託法人：NPO法人「自閉症ピアリングセンターここねっと」）。平成19年10月には若林障害者福祉センター内へ移転し、アーチル等関係機関と連携しながら、地域生活維持のための直接処遇的な支援活動を行っている。

知的障害を伴わない発達障害児者は、発達特性やそれに起因する学習や生活上の困難を周囲から理解されにくいために、注意や叱責を受けやすく、失敗体験を繰り返しやすい。その結果、自信や意欲の低下、自尊感情の低下、対人面での強い不安、ストレスフルな環境下で過ごしたことによる心身の不調といった二次障害を招きやすいが、早い段階で相談支援機関が介入することにより適切な状態の見極めと対応がなされれば、問題が長期化・深刻化することなく安定した地域生活を維持することも十分可能である。「ここねっと」に繋がるケースもその殆どが社会適応や対人面、コミュニケーション場面での課題を抱えており、個々の状態に合わせて段階を踏みながら自立へ向けた支援を行っている。

上記のようなアーチル委託の相談支援事業（個別相談、施設等のバックアップなど）に加え、サロン事業（成人ケースの保護者を対象とした家族教室と家族交流サロンの運営、成人当事者が集いテーマトークを体験するトークセッション、学齢期家族サロンのバックアップなど）や当事者と協働で行う人材養成（学生向けボランティア養成講座、関係機関向け支援者養成講座）なども主要事業であり、発達障害児者の地域生活支援体制の再整備を考えるにあたり、「ここねっと」に寄せられる期待や今後果たすべき役割は大きい。

(2) 仙台市第二自閉症児者相談センター

重度・最重度の知的障害と自閉症の強い特性を併せ持つ場合は、激しいパニックや自傷他害、物壊し、極端な固執等の行動障害が発現しやすい。感覚過敏やコミュニケーションの難しさといった生来の特性に加えて、養育環境や生活の変化等の様々な要因が絡み合い、家庭生活・地域生活の維持すら困難となる場合もある。

将来的に行動障害や生活上の支障を来すリスク要因を抱えたケースについては、早期に

状態を見極め、本人が安心して過ごせる環境を整えるとともに、本人と家族を支える支援ネットワークを形成して長期的・継続的な支援に繋げていくといった予防的な取り組みが不可欠である。また、すでに行動障害や生活上の困難が顕著に現われている場合にも、困難を少しでも軽減するための手立てを講じることは重要である。

こうした支援の拠点施設として、平成24年4月泉区泉中央（現北部アーチル内）に開設されたのが仙台市第二自閉症児者相談センター「なないろ」（以下、「なないろ」と記す）である（受託法人：社会福祉法人「みずきの郷」）。「なないろ」では、自宅や学校、日中活動の場等での行動観察や丁寧な聴き取りを通して行動障害の背景を整理するとともに、ケア会議を開催し家族や支援者間で情報を共有しながら密度の濃い相談支援を実践している。

こうした予防的な取り組みの一つに、問題行動が大きくなり地域生活を送る上で様々な困難が生じている在宅の発達障害児者を対象とした、「発達障害児者自立支援事業」がある（社会福祉法人「みずきの郷」に事業委託。宿泊アセスメントは同法人が運営する「ひかり苑」にて実施）。本事業では“有期限の宿泊”という形態を活かし、問題行動が出現する場面のみを切り取るのではなく、食事や排泄、睡眠なども含めた本人の生活全体をアセスメントすることを通して、行動の背景や支援方針の整理を行っている。

以上のような取り組みによって、行動障害のある発達障害児者に対する基本的な対応の仕方や今後の支援方針を立てたとしても、地域においてそれを実践できる人材がいなければ支援体制は成立しない。そこで、アーチルと「なないろ」の協働で支援者向けの行動障害研修（基礎編、事例検討会）を開催し、地域支援を担う人材の養成にも力を入れている。

自閉症児者相談センター（ここねっと） NPO法人「自閉症ピアリングセンターここねっと」	第二自閉症児者相談センター（なないろ） 社会福祉法人「みずきの郷」
事業内容	
(1) 相談事業	(2) 人材養成事業
<p>主な対象：高機能自閉症等の発達障害児者 支援内容：二次障害の予防や軽減、就労支援</p> <p>① 二次障害に関しての相談支援 ② 就労支援 ③ 支援者養成研修 ④ 高機能自閉症児者家族会</p>	<p>主な対象：重度の知的障害と行動障害を併せ持つ発達障害児者 支援内容：行動障害のアセスメントや具体的な対応</p> <p>① 行動障害に関しての相談支援 (自立支援事業) ② 支援者養成研修</p>

（3）仙台市地域活動推進センター（市内3カ所）

平成17年4月の発達障害者支援法施行を受けて、知的に遅れがないために既存の福祉サービスを受けることができない成人期の発達障害者の日中活動の場として、平成18年度より整備を開始した。現在は泉区、宮城野区、若林区の市内3カ所で事業を展開している。

主な対象者としては、高等学校や専門学校、大学を卒業又は中退した後、就職や職場定

着が難しく、家庭以外に居場所のない発達障害者を想定している。法人ごとに特色あるプログラムを設定し、通所による余暇活動支援や就労準備支援等を行いながら、社会参加や就労への意欲を回復・向上させることを目的に支援を継続している。

なお、受託法人は以下の通りである。

- ① NPO 法人グループゆう「ほっとスペース歩° 歩°」(泉区、平成 18 年 10 月開設)
- ② NPO 法人自閉症ピアリンクセンターここねっと「ここねっとデイ」
(若林区、平成 19 年 1 月開設)
- ③ NPO 法人アクティブ「アクティブ・デイ」(宮城野区、平成 21 年 1 月開設)

現在、各センター共通の課題として挙げられているのは、「個々の利用者に合わせたプログラムの開発」と「支援力・専門性の向上」の 2 点である。各センターのアセスメント力や支援力、職員の支援に対する考え方や課題意識には若干の幅も認められることから、アーチルでは情報交換や課題の共有、支援者のスキルアップなどを目的とした連絡会や情報交換会を年数回開催し、各センターの支援力を一定水準に保つための取り組みを行っており、今後ともこうした取り組みを継続し連携を強化していく必要がある。

II-3 平成 26・27 年度発達相談支援センター連絡協議会の意見から

平成 26・27 年度の発達相談支援センター連絡協議会は、「発達障害児者の地域生活の充実へ向けた支援体制について」というテーマで開催され、様々な立場から活発な意見が交わされた。意見交換の内容について、以下の 8 つのカテゴリーに分類・整理した。

(資料 1. 「平成 26・27 年度発達相談支援センター連絡協議会 意見交換概要図」参照)

(1) 生活支援について～「くらす」

「知的な遅れがなくても生活スキルが十分身についていない」にもかかわらず、「一見何でもできそうに見える」ため生活上の困難を理解されない。加えて、現行の評価尺度では「障害支援区分非該当」となるため必要な支援が受けられないが、生活上の困難を適切に測る手段がない。こうした現状と課題については、支援者委員や保護者委員などを中心に複数の委員から指摘があり、支援目標は「地域の中で自立して暮らす力を身につける」ことであると共有した。これに関連して、保護者委員から「社会経験を学ばせたいが不安も大きい。何かあった時駆け込める場所がほしい」との発言があり、安心して過ごせる居場所の確保や身近な相談場所の拡充が、本人や家族の安定した地域生活の維持にとって大きな意味を持つことが示唆された。

(2) 就労支援について～「はたらく」

当事者、保護者、支援者それぞれの立場から、率直な意見が述べられた。

当事者委員からの「苦手な部分にばかり着目しないで得意分野を仕事で活かせる機会がほしい」との発言は、普及啓発や職場開拓の必要性を示している。保護者委員の「仕事だけでなくコミュニケーション面がより心配」との声は、就労前支援における社会生活能力促進の重要性を示している。また、支援者委員からは「“できるーできない”という能力面に目を向けるのではなく、“本人が快適に仕事に取り組める状況を見出す”ことが支援の糸口になる」との話があり、生活支援同様、発想の転換が重要であることが共有された。

また、大学で学生支援にあたる委員からは、最も苦慮する問題の一つとして「本人の意思や希望と実際の能力や適性との間にギャップがある場合の対応」が挙げられた。本人の意思や自己決定を尊重することと現実見当識や自己理解を促すことは一見相反するようにも思えるが、就労移行支援においていずれも重要な視点であることが確認された。

(3) 余暇支援（居場所づくり・仲間づくり）について～「たのしむ」

「身近な地域の中で気軽に立ち寄れる相談場所がもっと増えるとよい」が、特に思春期・青年期においては、支援者と係わる場だけでなく“同年代の仲間と交流できる場”が必要であるとの意見が出された。そこには彼らの興味関心に合わせたプログラムやイベントが用意されており、いじめやからかいのない安心・安全な場で仲間と楽しむことができる。「支援の3つの柱」の一つである余暇支援とは、こうして“余暇のモデル”を体験することから始まる。

また、彼らの持つ特定の事柄への深い関心やファンタジーを他者と共有し、それを介して心地よいコミュニケーションを経験しながら人間関係を築くことは、対人スキルの向上やセルフケアの観点からも重要である。

(4) 保護者支援・家族支援について

保護者委員からは、アーチル家族会で講師を務めた経験について話題提供があった。子育て経験や思いを語るプロセスや、話を聴いた参加者からのフィードバックを通して、自分自身が新たな学びや気づきを得ることができ、確かな手応えを感じたという話から、保護者支援（家族支援）における先輩保護者の果たす役割の大きさや意義を共有した。

乳幼児期は「普通になってほしい」、「コミュニケーションができるようになってほしい」、「周りに迷惑をかけないでほしい」と願い、学齢期は学習や友達関係、進路選択等に悩み、成人してからも就職や結婚、一人暮らしや親亡き後の問題が現実化するなど、親の悩みは尽きない。したがって、保護者支援のスタートである乳幼児期においては、学齢児相談や成人相談の担当者とも密に連携し、そのフィードバックを受けながら、将来の成長した姿を描きつつ支援を進めていくことが望ましい。

また、支援者委員からは「親の障害受容や本人理解が進むことにより、本人自身の自己理解や障害受容も促進される」との話もあった。ライフステージにより本人支援と家

族支援それぞれにかけるべき比重には違いがあるものの、ケースの状態に合わせて両者をバランスよく進めていくことが重要である。

(5) 教育関連について

特別支援教育や高等教育に携わる委員から、教育現場の現状と課題について話題提供があった。仙台市は診断の有無にかかわらず状態に応じて支援対象児とみなしており、グレーデーンも含め“発達障害の可能性のある子ども”の割合は年々増加している。高校の取り組みはまだ始まったところだが、現場の認識は変わってきており、中学校からの引継ぎシステムもスタートした。文部科学省も高校生対象のモデル事業を開始している。

また、大学にも発達障害のある学生が多数在籍していることが把握されているが、高校からの引き継ぎや学内の支援体制は未整備であり、個々の大学や教員の裁量に任せられているのが実情である。学生支援に熱心な教員が正当に評価されるシステムもない。

(6) 人材養成について

以上のように、知的な遅れを伴わない発達障害者への支援においては、障害特性に起因する難しさがある。加えて、いわゆる“グレーデーン”（発達障害の診断基準を明確には満たさないが状態像には重なる部分も多い）のケースからの相談の増加や、主訴及びニーズの多様化、家庭環境の複雑化といった社会的背景についても各委員から指摘があり、今後益々専門性の高い支援が求められるだろうとの見解で一致した。

“高い専門性を持つ支援者”のイメージとしては、本人の状態を適切に見極め、生活の中で自己選択を促すような提案ができる“コーディネイターの役割”が果たせる人材や、本人の価値観を尊重し、本人にとっての充実した生活をともに考える“パートナーの役割”を担う人材といった支援者像が挙げられた。

(7) 普及啓発について

相談支援の先にあるのは「安心して生活できるコミュニティ」であり「障害があっても誰もが生きやすい社会」であるとして、普及啓発の重要性について意見が交わされた。

保護者委員からは「発達障害児者は、知的障害がなくとも生活上の困難が大きく、ストレスを抱えやすいことを分かってもらえない」、当事者委員からは「苦手な部分ばかり着目されて長所を取り上げてもらえない」、その他の委員からは「(理解や配慮以前の問題として)そもそも発達障害であっても気づかれていないのではないか」などの意見が出されており、今後も普及啓発を推進していくことが重要であるとの見解で一致した。

(8) 相談支援のあり方について

相談支援の土台となる考え方や方向性に関して、以下のような視点や考え方を持つことが重要ではないかとの意見が出された。

- ① 「くらす」・「はたらく」・「たのしむ」に対応する3つの視点、すなわち「生活支援」・「就労支援」・「余暇支援」を成人期支援の柱として考えること。
- ② 「充実感」や「自己評価」にアプローチすること。
- ③ 本人の価値観を尊重する姿勢を持つこと。
- ④ 時間軸（＝人生）と横の広がり（＝生活）という2つの視点を持つこと。
- ⑤ 生活全般に着目すること。
- ⑥ 「安心」・「受容」・「信頼」による関係づくりから相談支援へと展開させること。
- ⑦ 必要な支援を求めて自ら声を上げることも「自立」と捉えて支援すること。
- ⑧ 「こころのケア」ができる人材を養成すること。

II－4 先行研究及び先進地の取り組みから

平成27年2月、厚生労働省と文部科学省の共催で、都道府県及び政令指定都市の教育及び福祉部局関係者を対象に、「発達障害者支援関係報告会」が開催された。教育・福祉双方の領域から、早期対応や青年期・成人期へ向けた取り組み、成人期の発達障害者の生活に関する事業についての報告がなされた。

報告の内容は、前述の「II－3 平成26・27年度発達相談支援センター連絡協議会の意見から」で挙げられた課題や確認・共有された事柄と重なる部分も多く、仙台市において把握されている問題は、全国的にも共通の問題であることが示唆された。

（詳しくは、資料3.「先行研究及び先進地の取り組みに関する資料」参照）

III 地域生活支援システムの再整備へ向けて

III－1 基本的な視点

（1）システム見直しの必要性と背景

アーチルは、「発達障害児者の育ちと暮らしを支える」公的機関として平成14年4月に開所した。当時福祉の狭間にあった、知的障害を伴わない自閉症などの発達障害児者も対象とし、その生涯にわたる発達と成長（＝育ち）を地域生活（＝暮らし）という視点で支援することを基本理念とし、「早期出会いと生涯ケアの実現」をスローガンに掲げた。

「早期出会い」については、開所当時から、1～2歳代で乳幼児健診から新規相談に繋がり、アーチル初期療育を経て地域の支援の場へ移行するという就学前支援の基本的な流れが定着しており、概ね実現されていた。また、「生涯ケア」については、発達障害は生来性のものであることから、発達障害児者への支援や福祉サービスは“一生涯継続して提供されるもの”と捉えられていた。

その後、知的な遅れのない発達障害児者や重度の行動障害を伴う在宅ケースなど、潜在的な支援ニーズは高いものの従来の福祉の枠組みでは十分な支援が受けられなかつた層からの相談の急増を受け、平成17年3月に支援体制整備に関する提言書をまとめた。それを土台として新たな社会資源を創出し、体制整備を進めてきた経過については「II-2 創出された社会資源における取り組みから」に記載した通りである。アーチルも平成24年1月から南北2館体制となり、増加し続ける相談ニーズに対応すべく機能強化に努めてきた。

こうして体制整備が進む一方、ここ数年各ライフステージの相談を通して新たな課題が浮かび上がってきた。それは、相談傾向の変化（乳幼児初回相談年齢の上昇や成人新規相談の急増）や、新たな状態像を示す相談者（発達障害の診断基準を明確には満たさないが状態像には重なる部分も多く、生活上の困難を訴えて相談に訪れる者）の増加という現状を前にして、現行の支援体制では十分対応しきれないという課題である。いま、こうした新たなタイプの相談や支援ニーズにも対応できる仕組みづくりが求められている。

（2）システム見直しにあたっての基本的な視点

現体制見直しと新体制整備にあたっての基本的視点について、以下のように整理した。

① 誰もが暮らしやすい地域となるためには一〇多様性の尊重

発達障害は、「スペクトラム（スペクトル／連續体）」という概念で語られることが多い。すなわち、発達障害の診断基準を満たすような明確な状態とそうでない状態とは、両者を区別する明確な境界がないまま連続しているという考え方である。

一方、スペクトラムの持つ本来の意味は「多様なものがひとまとまりになっている状態を指す概念」（本田、臨床心理学第14巻第5号）であり、「多様でありつつゆるやかに同属を成す」（同左）との指摘もあり、「多様性」こそがスペクトラム概念の本質であるとする考え方もある。

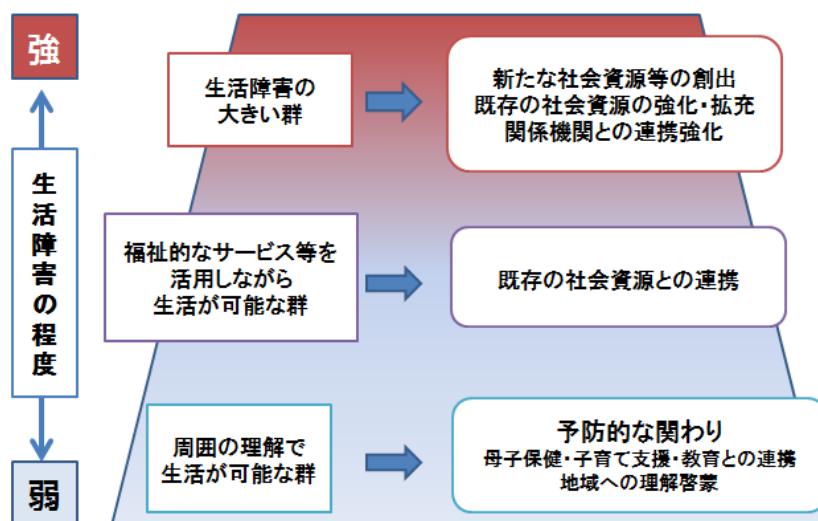
多様な人々が地域の一員として受け入れられ、主体的に社会参加し、緩やかに繋がり合いながら共存する社会とは、個々の特性やニーズに合わせた多様な生活の場（≒社会資源）が保障された社会でもあり、支援体制の再整備にあたって重要な視点のひとつである。

② 生活障害という視点一〇支援の必要性を判断する指標となるもの

「発達障害はスペクトラム（連續体）であり、個性と障害は連続している」との考えに立てば、両者の明確な線引きや指標の定量化はそもそも困難である。「発達障害」＝「要支援状態（支援対象）」と捉えてアーチルがそのすべてに対応しようとすれば、新たなタイプの相談者の増加を背景に支援の裾野は無制限に広がり、拠点機能を果たすことは早晚困難となる。とはいえたが、発達特性の強さや障害程度の重さを基準に線引きをすれば、本当に困っている人や支援を必要としている人を門前払いしてしまうことにもなりかねない。このジレンマを解く鍵は、発達特性の強さや障害程度の重さによって、必要な支援の度合いや方

向性がほぼ決定付けられるとの固定観念から脱却することにある。

アーチルは10余年にわたる相談の積み重ねを通して、高機能タイプの発達障害児者も多くの生活上の困難を抱えていることや、発達特性はさほど顕著でなくとも無理解・不適切な環境の中でストレスフルな生活を強いられると二次障害を起こしやすいことを把握してきた。こうした実態を踏まえると、生活する上での困難や不便さ＝生活障害（※）があり、それを決定付ける主要因として発達特性が考えられる場合や、発達障害向けの支援や対応が有効ではないかと想定される場合には、典型的な発達障害児者の状態像と必ずしも合致しなくとも、状態に応じて要支援状態（支援対象）と捉えることも重要である。すなわち、発達特性に加えて、生活障害の有無や程度が支援の必要性を示す重要な指標になるとを考えられる（下図参照）。



※ 田中は、「発達障害のある方への応援は、その方にある生活障害への働きかけである。発達障害臨床の目的は、障害特性をなくすことではなく、その特性を持っても生きづらさが浮上しない生活を構築すること」であり、「発達障害臨床は、特性を持ちながら豊かに生きることを目指すものである」と述べている（田中康雄、臨床心理学第14巻第5号）。

③ 「早期出会い」と「生涯ケア」の意味するものー○本人主体の視点で捉え直す

以前は、教育や福祉等における「支援」とは主に知的障害児者や身体障害児者等への支援を意味していた。彼らは人生のごく早期に障害に気付かれ、個々の能力や状態に応じた教育を受け、療育手帳や身体障害者手帳を取得して福祉サービスを利用しながら、多くは家族の保護のもとで地域生活を送ることが一般的であった。

これに対して、アーチル開所以降相談に繋がるようになった高機能タイプの相談者や、ここ数年急増している状態像が明確でない新たなタイプの相談者の中には、特別な支援も

配慮もないままに通常の教育ルートに乗り、表面上は大きな問題なく過ごしてきた人々もある。アーチルがスローガンに掲げる「早期出会いの実現」を単に「低年齢で初回相談に繋がること」と置き換えると、彼らは支援が有効に働く最適な時期を逃してスタートラインについての人々とみなされ、支援がうまく進まない場合などには「相談に来るのが遅過ぎたから」と捉えられる恐れもある。

もちろん、早期に出会い、特性に合った対応がなされることが成長・発達の促進に大きな影響を及ぼすことは間違いない、その重要性を否定するものではない。しかし、新たな相談者や支援ニーズにも対応できる新体制を整備するにあたっては、それまで当たり前だと考えられていたものを、現状と照らして捉え直していく作業が必要となる。最適なタイミングは本人の中にあるとの視点に立ち、いま相談に繋がったことを肯定的に受け止めるならば、「早期出会い」とは「何らかの外的な要因による気づき、内面の成熟などにより、本人や家族が生活上の困難や発達上の問題と向き合おうと思い始めたそのタイミングを逃さず、できるだけ早期に」出会うこととも定義づけられる。

もう一つのスローガンである「生涯ケアの実現」は、通常「生涯にわたり一貫性・継続性をもって支援を行うこと」を意味し、誕生から老年期に至るまで、その時々で必要な支援を途切れなく届けることである。これについても本人主体の視点で捉え直してみると、重要なのは「生涯にわたり一定の支援を受け続けること」ではなく、「本人の安定した状態がライフステージで途切れなく受け継がれ、地域生活が生涯にわたり維持されること」と考えられる。本人の状態によって支援内容や程度・頻度も変動するため、状態に合わせた支援方針の見直しが必要となることに加えて、支援全体のコーディネイト役を担う支援者の役割は大きい。

また、連絡協議会の保護者委員から「一生続く最小限の支援を望みたい」との発言があったように、過剰な配慮や支援は却って本人の力を奪うことにもなりかねないことに留意したい。基本的な環境調整や対応の工夫と併せて、安定時には予防的対応や見守りに留め、不安定時や緊急時にはタイムリーに介入するといった適時適切な支援を行うことが望ましい。一方的に支援されるのではなく、必要な支援を必要な時に必要なだけ自己選択・自己決定することが本人のエンパワメント（※）に繋がり、安定した地域生活を支える土台となる。

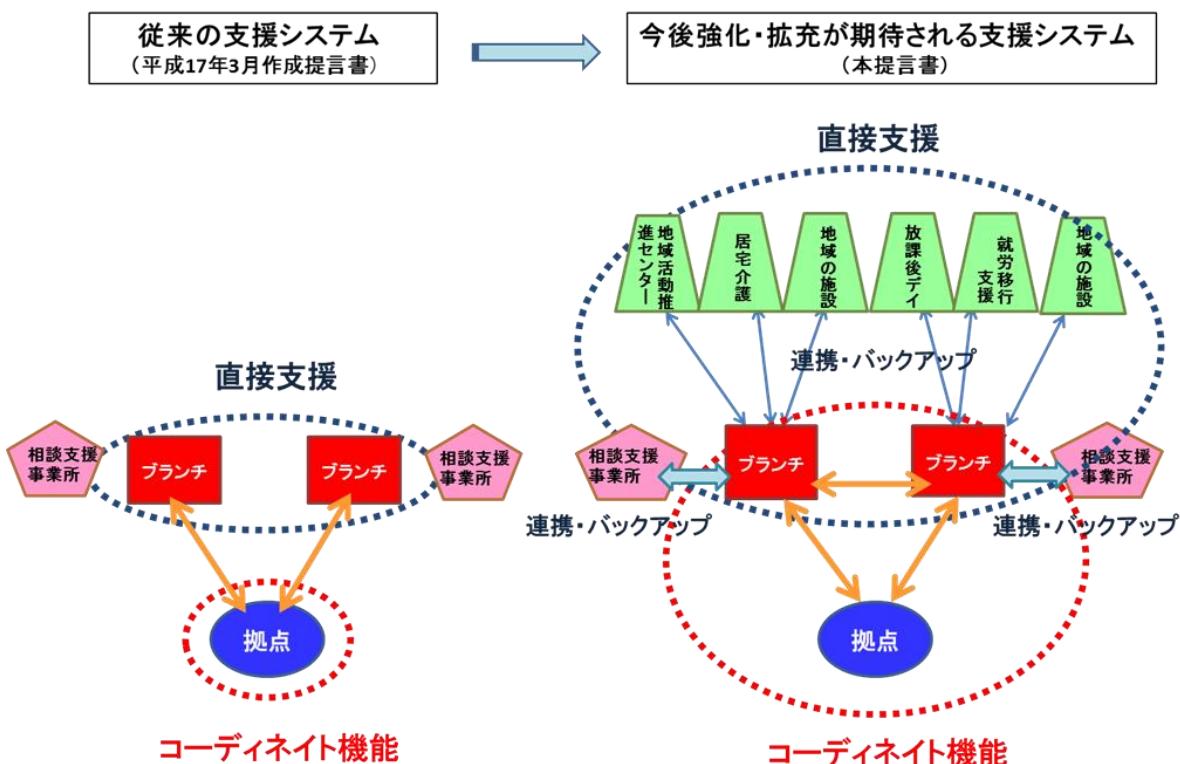
※ エンパワメント（empowerment）とは、様々な原因や問題によって失った力を再び取り戻せるよう援助することやその方法のことである。また、本人自ら状況に働きかけ、自分自身の力でその原因や問題を解決していくことができる能力や技術を獲得し、解決する力を持つことをいう。

III-2 基本的な枠組みー拠点の拡充とプランチの機能強化

上記の基本的視点を踏まえ、アーチルが今後も「早期出会いと生涯ケアの実現」の達成をめざすためには、関係諸機関との連携・協働のもと、ライフステージ移行期等人生の節目における円滑な引き継ぎ、関係機関を繋ぐネットワークづくり、連携のキーパーソンとなる人材の養成、支援全体のコーディネイトやマネジメント機能の強化、地域支援の担い手の養成、普及啓発といった取り組みを順次進めていく必要があるが、それを支える基盤として、多岐にわたる支援ニーズに対応可能な重層的な支援体制の構築が重要である。

「重層的な支援体制」とは、先の提言書に示され、その後整備が進められてきた「拠点」機能（アーチル）と「プランチ」機能（自閉症児者相談センター）という枠組みを現状に合わせて再編した新たな支援体制である。拠点のコーディネイト機能の強化・拡充と並行してプランチにも準拠点として一定のコーディネイト機能を付加することにより、発達特性と併せて生活上の困難を抱えた人々を広く支援できる体制を整備する（下図参照）。

但し、現在プランチ機能を担っている自閉症児者相談センター多くの継続相談を抱えており、地域密着型の直接支援を行うことが難しくなってきている現状がある。そこで、将来的には市内 2 カ所に設置されている自閉症児者相談センターを拡充することや、地域の直接支援の担い手を組織的・計画的に養成し、直接支援を地域へ委ねていくことも必要である。また、相談者の抱える問題の複雑化・多様化に伴い関係機関も多領域にわたることから、アーチルは拠点施設としてアセスメント機能やコーディネイト機能等の専門性を今後益々問われることとなる。同時に、相談事例を通じた連携強化やネットワーク形成、事業等を通じた協働の取り組みといった部分についても今後一層進めていく必要がある。



III-3 今後期待される取り組み

アーチルの相談状況や先行研究、連絡協議会委員からの意見等を参考に、新たな地域生活支援システムにおいて今後期待される取り組みを以下に挙げる。

(1) 本人支援に関すること①「くらす」～生活支援

高機能タイプの発達障害児者が自立へ向けて生活スキルを獲得するためには、発達特性に合わせた具体的・直接的な支援が必要である。しかし、その必要性が社会的にも十分認識されているとは言い難く、発達特性を理解し適切な対応ができる支援者の養成や社会資源の整備は大きな課題である。

生活支援とは日常生活や社会生活のしづらさへの支援であることから、対象領域は食事や掃除、洗濯といった家事や身の回りのこと全般、生活リズムの安定、整容等の衛生管理、金銭管理、健康管理等多方面にわたり、支援の必要な領域や度合いも人によって様々である。知的障害や精神障害を対象とする居宅介護を行っている事業所や支援者（ヘルパー等）向けに、発達障害の特性や支援方法等を学ぶ研修会を実施し、幅広い状態像や障害に対応できる支援者を増やしていくことに加えて、身近な理解者を増やし、支援者の拡充をはかる取り組みも必要である。支援者の養成に関しては、直接支援のノウハウを持つ自閉症児者相談センターが、その強みを活かして取り組んでいく。

生来性の認知の偏りやネガティブな体験の積み重ね等から自己理解や障害受容が進まず、対人交流や社会参加が困難となっている相談者に対しては、スキル獲得のための支援と並行して内面へ働きかける心のケアも重要である。生活支援の担い手と連携しながら、本人の自己理解や障害受容を少しずつ促していく支援が求められる。

社会資源については、生活支援を受けられるグループホームのような形態の住まいの場の創出も検討される。単身生活開始後に生活が立ち行かなくなった相談者に対しては、安定した地域生活の維持を目的としたアウトリーチ型の支援も検討すべきである。また、二次障害が深刻化している場合は、必要に応じて医療との連携のあり方を考えることも重要である。家庭復帰が困難な場合には、有期限で本人を安全かつ保護的な環境におき、人間関係の再構築や生活の立て直しを行うための新たな支援の場を創出することも検討の必要がある。

(2) 本人支援に関すること②「はたらく」～就労支援

就労支援については、障害者職業センターや就労支援センター等を中心に支援体制の整備が進められてきた。しかし、知的障害がなく療育手帳に該当しない、発達障害の診断を受けているが精神障害者保健福祉手帳の申請には抵抗がある、障害があることを職場に知られたくないなど、相談者のニーズは様々であり、障害者手帳所持を前提とした公的サービスだけでは不十分である。個別事例を通して職場の理解を促す働きかけを続けていくことや、地域活動推進センター等の就労前支援プログラムの一層の充実をはかること、また

アーチルや自閉症児者相談センターは関係機関と連携しながら就労移行や職場定着をバックアップしていくことが必要である。

（3）本人支援に関すること③「たのしむ」～余暇支援（仲間づくり・居場所づくり）

所属感を得られる居場所の中で同年代と対等で心地よい仲間関係を築くことは、学齢期から思春期・青年期にとって、対人スキルや社会性の向上、精神の安定に作用する重要な要素である。とりわけ、通常学級や一般社会のルールに馴染まず疎外感を抱きやすい発達障害児者にとって、こうした居場所や仲間の持つ意味は大きい。児童館や放課後等デイサービス、地域活動推進センターの小集団活動などの地域の活動拠点は増えているが、その数は少なく、今後一層の拡充が必要である。

現在、地域活動推進センターの中には、発達障害を持つ本人同士が同じ立場で語り合う活動を定期的に行っているところもある。大学等では、共通の趣味を持つ発達障害児と学生がともに活動する集いの場も生まれている。こうしたすでにある活動拠点以外にも、余暇支援を共通の課題と捉えて協働していくような活動の場が広がっていくことが期待される。

（4）保護者支援・家族支援に関すること

アーチルでは、開所以来家族支援に力を入れている。乳幼児期においては、保育所や幼稚園等に在籍している新規相談の保護者が会う場を設け、就学まで支える仕組みづくりに着手しており、今後もその効果を検証しながら継続的に取り組んでいく必要がある。学齢期においては、通常学級で悩みを共有できる保護者との出会いもなく、孤立感や不安感を抱えがちな保護者を対象とした家族教室を試行的に始めている。今後も先輩保護者の体験談を聞く機会を設けるなどして、保護者が子どもの成長発達や将来の姿について希望を持って思い描けるような子育て支援が求められる。成人期以降初めて発達障害と向き合うことになった保護者にとっても、集いの場への参加は感情の整理や今後の見通しを持つための大きな助けとなる。自閉症児者相談センター・ここねっとでは、発達障害児者の家族を対象に、家族教室や家族交流サロンを実施している。

将来的には、こうした取り組みの継続を通して子どもの年代をこえた保護者が集い、先輩保護者を中心に相互に支え合えるような仕組みが地域の中に作られることが望まれる。

（5）教育との連携に関すること

昨今子どもを取り巻く状況は複雑化しており、家庭の養育環境の問題など、学校だけでは対応や解決の難しい問題が増えている。仙台市では、社会福祉に関する専門的な知識や技術を持ち、問題を抱えた環境に働きかけ、家庭や学校、地域の関係機関を繋ぎ、問題解決へ向けて支援する専門家として「スクールソーシャルワーカー」を教育委員会に配置し、学校へ派遣して問題の対応にあたっている。学校や教育委員会等の教育部門と児童相談所

やアーチル等の福祉部門が連携し、協働して問題にアプローチする手法は、今後益々重要なものと思われる。

なお、アーチルにはチームアプローチを担う一員として学校現場をよく知る行政教員が複数配置されており、教育部門と福祉部門との連携の窓口としての役割を担っている。教育と福祉の連携の重要性が高まるなか、高等教育機関との連携も含め、行政教員に期待される役割は大きい。

（6）人材養成に関するこ

支援体制の枠組みや社会資源の整備が進んでも、支援の目的や方針を正しく理解し実践できる支援者の存在なくしては、その体制は機能しない。また、個々の支援力が向上しても、地域の社会資源を熟知し、人と人を結び付け、全体を有機的に機能させる調整役・コーディネーターがいなければ、その力を十分活かしていくことは難しい。したがって、人材養成を効率的に進めていくには、「地域の支援力向上（支援者のスキルアップ）」と「コーディネーターの養成（支援全体の調整の要となる人材の養成）」という両輪で進めていく必要がある。アーチルや自閉症児者相談センターは、その強みや専門性を活かし、必要に応じて地域の支援機関の協力も得ながら、系統的な人材養成を行なうことが求められている。

なお、連携・協働のパートナーとして、特別支援教育に携わった経験のある退職教員や福祉職の経験者などの力を積極的に活用することも一案である。また、発達障害のある本人やその家族が継続的な支援を受け様々な経験を重ねる中で、「かつて自分がサポートされたように、今支援を求めている人に自分が支援を届けられないか」という課題意識を持つに至る場合もある。こうした本人や家族についても、今後は共通の課題に取り組む連携・協働のパートナーとして位置付けていくことが必要である。

（7）普及啓発に関するこ

障害者に対する差別や偏見、職場でのハラスメント、学校でのいじめなどは、それを受けた本人の内面を深く傷つけ、本人の健全な成長や健やかな暮らしにとって重大な影響を及ぼすこともある。こうした問題が生じる根底には、自分とは異なる個性や文化を拒絶しようとする人権意識の希薄さや立ち後れがあると考えられる。他人に対する思いやりやいたわりの気持ちを持ち、偏見や差別に気づく感性を磨き、互いの異なる部分を尊重する意識を養うためには、学校教育や各種社会教育の充実及び一般社会への普及啓発が不可欠といえる。国では、共生社会の実現をめざして平成25年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（いわゆる障害者差別解消法）」を制定し、障害を理由とする差別をなくしていく取り組みを進めようとしている。こうした流れを受けて、仙台市でも障害の有無にかかわらず暮らしやすい地域社会の実現をめざして独自の条例づくりに取り組んでおり、平成28年4月1日から施行予定である（※）。アーチルにおいても、各種セミナーや講座の開催、機関紙や啓発冊子の発行などを通して、引き続き発達障害に関する正しい

知識と理解を広めるための啓発活動に力を入れていく必要がある。

また、連絡協議会の当事者委員からは、「当事者としてできることは普及啓発。身近な方に理解してもらえるよう環境を積極的に整えていきたい」として、当事者であることを強みとして、積極的に普及啓発に携わりたいとの発言があった。当事者本人が主体的に外部へ向けて発信し、地域の理解者を増やしていくことは、普及啓発の手段として大変効果があるだけでなく、本人自身のエンパワメントにも繋がる重要な活動である。

※ 「仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例」のこと。条例制定を契機として、仙台市は、障害を理由とする差別とは何かを市民全体で共有し、具体的な施策や相談の仕組みを定め、市民全体の課題として取り組んでいくこととしている。

なお、これら 7 つの取り組みの実施にあたっては、アーチル単独ではなく関係する機関や支援者、市民との連携・協働が欠かせない。「協働」とは「同じ目的のために対等の立場で協力して共に働くこと」であり、田中康雄は著書の中で「協働とは、複数の者（機関）が、対等な立場での対応を求めて、同じ目的をもち、連絡をとりながら、協力し合い、それぞれの者（機関）が専門的な役割を遂行する、対等に近い関係が生じた時点で、多くの課題は消滅する」（「発達障害支援のむこうとこちら（日本評論社、2011）」）と定義している。

したがって、連携・協働のネットワークには本人やその保護者（家族）も対等な立場で加わり、それぞれができることを主体的に考えていく姿勢が求められる。

III－4 具体的な取り組み

今後期待される取り組みの中で、特に優先度の高いものや、すでに一部着手されている取り組みは以下の通りである。その他についても順次着手していく必要がある。

（他の取り組みの内容については、資料 2.「連絡協議会委員の意見と期待される取り組み一覧」を参照のこと）

（1）自閉症児者相談センターの相談体制強化

自閉症児者相談センターの主な役割は、地域生活を重視した相談事業、訪問等のアウトリーチも取り入れた直接支援、関係機関のバックアップ、人材養成を行うことである。知的障害を伴う自閉症児者の行動障害支援を行う「なないろ（第二自閉症児者相談センター）」と、高機能タイプの自閉症児者の二次障害支援や就労支援を行う「ここねっと（自閉症児者相談センター）」は、支援対象者像は大きく異なるものの、それぞれの強みを活かしてその役割を果たしてきた。

行動障害の相談件数が全体に占める割合は高くないものの、問題が長期化・複雑化して

いるケースも多く、引き続き事例を通してアーチルと「なないろ」とが密接な連携・協力体制を築き、互いの支援力を高め合いながら相談支援を継続していくことが必要である。

一方、「ここねっと」には、元々の支援対象である高機能自閉症児者に加え、状態像が明確でない新たなタイプの相談者の受け皿としての役割も求められている。これまで以上に支援の必要性や優先度を判断するアセスメント力や調整力が求められることから、ケースに対するマネジメントのあり方を見直し、人員体制の強化を図るなど、相談支援体制の強化に取り組む必要がある。

（2）地域の支援力向上をめざした実践的研修の実施

アーチルと「なないろ」は、行動障害に関する支援者向けの研修会を共催という形で実施し、地域支援の担い手の養成や支援ネットワークの形成に力を入れてきた。講義や演習形式で行動障害の考え方や行動の解釈を学ぶ基礎的な研修や、グループワークによる事例検討会を行い、新任や経験年数の浅い職員の支援力の底上げに一定の成果を上げてきたが、座学によるスキルアップの限界が課題となっていた。そこで、今後は地域の生活支援施設とも協働し、実践を重視した新たな研修プログラムの試行的な実施等を通して、実践力向上に繋がる人材養成のあり方を検討していくことが期待される。

（3）児童発達支援事業所のセンター化に伴う就学前支援体制の再編

「発達障害児者の地域生活の充実」を考えるにあたっては、支援全体の整合性やバランスを保つためにも、Ⅲで示したような全ライフステージに共通する基本的視点や枠組みを踏まえることが重要である。同時に、構想を具体的な事業として形にしていくためには、各ライフステージ特有の課題やニーズについてさらに詳しく踏み込む必要がある。特に、乳幼児相談は他ライフステージに比して保護者支援・子育て支援にかかる比重が大きいため、「本人主体」・「自己選択・自己決定」などの視点で整理するのはそぐわない面もある。

現在仙台市が進めている児童発達支援事業所のセンター化（※）は、「就学前（＝乳幼児期）支援体制」の再整備にあたり、最も重要な事業の一つに位置づけられている。センター化が実現すれば、療育への参加経験がなく手厚い子育て支援を受ける機会を保障されなかつた保護者が、身近な地域で集える場の創出も期待できる。発達支援や保護者支援などの療育機能や、地域の子育て支援施設のバックアップ機能の強化が可能となるような支援体制の再整備に取り組むことや、その要となるコーディネイターの養成研修の実施等も検討すべきである。

※ 平成24年の児童福祉法改正に伴い、旧児童デイサービスや知的障害児通園施設等は障害児通所支援として一元化された。このうち、児童発達支援事業所は主に利用する障害児やその家族に対する支援を行う身近な療育の場であるのに対し、児童発達支援センターは施設の有する専門機能を活かし、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助・助言を合せて行うなど、地

域の中核的な療育支援施設である。現在仙台市には、2カ所の児童発達支援センターと、市が指定管理している9カ所の児童発達支援事業所があるが、この児童発達支援事業所については計画的にセンター化される予定である。

（4）住まいの場の整備へ向けた調整等の実施

10年前の提言書では、「重度知的障害を伴う自閉症者のためのグループホーム」と「高機能自閉症者のためのパンション」が「今後期待される事業」として挙げられている。また、行動障害のある自閉症者に対応できる施設は限られており、地域生活の維持が困難となっている自閉症者の生活の場がなく、家族も不安定な生活を強いられていた。こうした状況を受け、平成17・18年度の連絡協議会では自閉症児者支援システムを「住まいの場」という切り口から検討した。その後もアーチルは関係機関と連携しながら、予防的取り組みや支援ネットワークの形成、人材養成に力を入れるとともに、行動障害対応型のグループホーム開設へ向けて、先進地視察や関係機関の役割整理などを行っており、引き続き実現へ向けて検討を重ねていくことが期待される。

一方、先行研究にもある通り（資料3参照）、知的な遅れがなくとも発達障害児者の方々にとって生活スキルや社会生活能力の獲得は難しく、成人期以降の単身生活の維持が困難となっている場合もある。地域での自立した生活へ向けて、発達特性に合わせた支援を受けることのできるグループホームやそれに類似した形態の住まいの場の創出についても、実現へ向けて具体的に検討を進める必要がある。今後は、先進地の視察をはじめ、「ここねっと」が現在運営しているグループホームの実態調査やその支援効果の検証等を通して、より良い住まいの場のあり方を検討する必要がある。

（5）緊急対応を要する発達障害児の生活支援体制の整備

アーチルの学齢期においては、発達障害や養育環境の影響等による行動上の問題等の二次障害が激化し、家庭生活の維持が困難となるケースが年々増加している。緊急時には家庭から本人を離し、一時的に安全かつ保護的な環境におくことが望ましいが、知的障害や発達障害がある場合は児童相談所の一時保護所での処遇は困難であり、受け皿となる地域の施設も不足している。現在は、ショートステイの実施事業所に打診するなどして受け入れ先を探しているが、交渉が難航することもあり、緊急時の支援要請に十分応えられるとは言い難い。こうした状況の改善をめざし、長期的なスパンで受け入れ可能な事業所を増やすとともに、保護的環境下で本人の状態の再評価や支援方針の再検討を行うなど、家庭復帰へ向けた密度の濃い支援を行うことも重要である。また、種々の事情により当分の間家庭復帰が望めない場合には、上記同様長期的スパンで利用できる住まいの場を確保し、将来的な自立をめざして継続的な生活支援を受けられる環境や支援体制を整えていくことが必要である。

IV おわりにー将来へ向けた展望

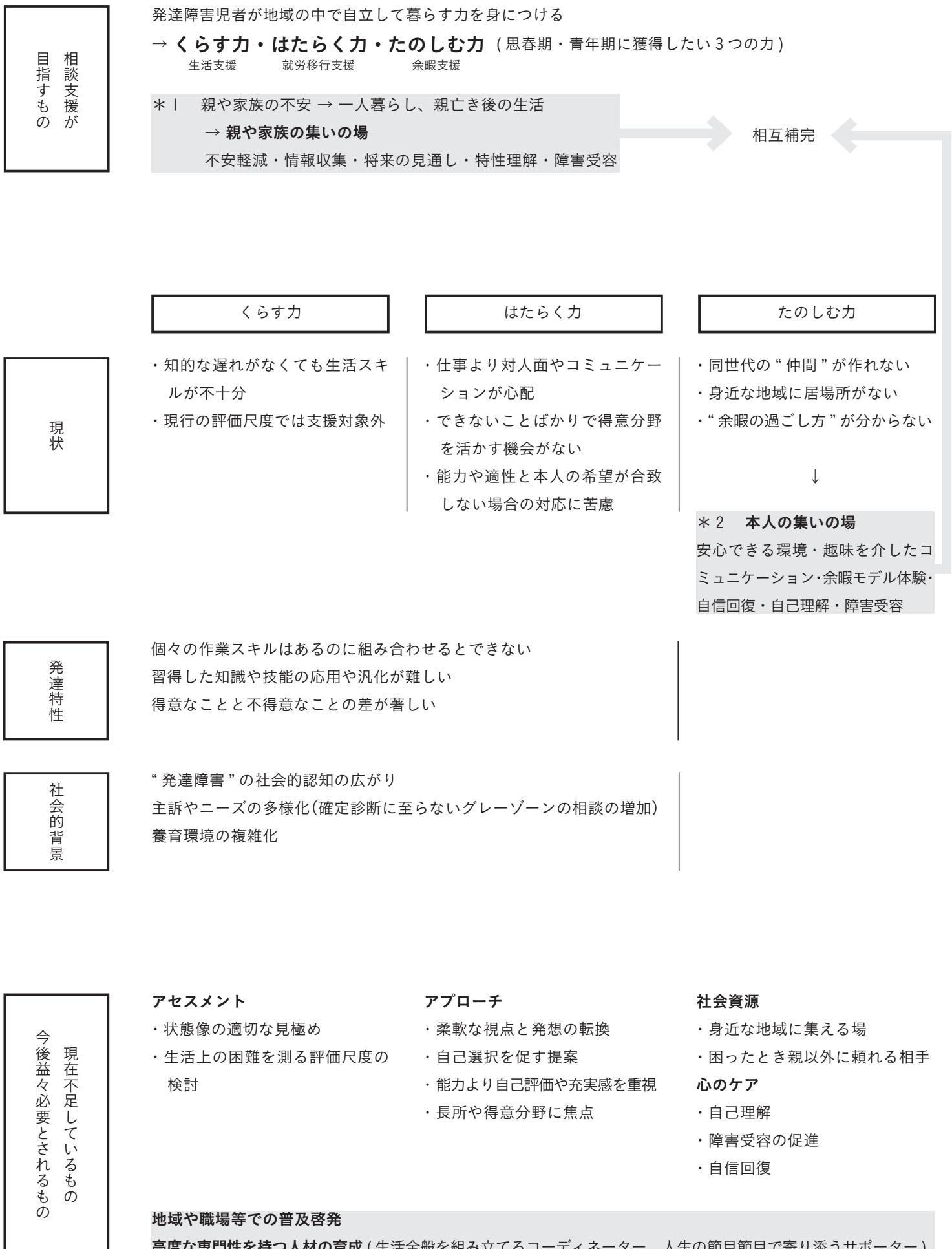
平成 17 年 3 月に出された提言書には、将来の展望として、「アーチル（その後南北 2 か所に設置）が全市的拠点施設としての役割を果たしながら、地域においては自閉症相談支援センター（「自閉症児者相談支援センター」として整備）が地域拠点としての役割を担い、その周辺部にある様々な社会資源と連携を図りながら重層的な支援システムを構築していく」との構想が描かれている。今回の見直しにあたっても、III-2 にあるように「多岐にわたる支援ニーズに対応可能な重層的・多層的な支援体制の構築」が新体制の基盤となるとの整理がなされており、発達障害支援にかかる法整備や社会的認識の広がり、アーチルにおける相談者の状態像や傾向の変化等がありつつも、支援体制整備の基本的な方向性については変わりなく、一貫していることが確認された。

一方で、予想を上回る知的な遅れのない発達障害児者からの相談件数の伸びや、近年急速に増えている新たな状態像を示す相談者（発達障害の診断基準を明確には満たさないが状態像には重なる部分も多く、生活上の困難を訴えて相談に訪れる者）の出現は、開所当時は想定しえなかつたものであり、今回支援体制の見直しを論ずる契機ともなっている。

また、今回は、支援体制そのものの見直しだけでなく、アーチルの相談支援の根幹を支える「発達障害児者の育ちと暮らしを支える」という理念や「早期出会いと生涯ケアの実現」というスローガンについても新たな視点で捉え直し、現状に即した意味づけを行った。

以上のように、アーチルは、発達障害児者の地域生活を支える拠点施設として確固とした理念を持ち方向性を見定めつつも、同時に刻々と変わり続ける状況に即応し、変化を柔軟に受け入れる姿勢を持ち続けながら、10 年後、20 年後に続く支援体制の整備を今後とも進めていくことが求められる。

卷末資料



平成26・27年度発達相談支援センター連絡協議会「委員の意見」と「期待される取り組み」一覧

	委員の意見	期待される取り組み	関連項目	具体的な取り組み	重点項目
1 生活支援 (社会生活支援)	高機能タイプの生活上の困難は理解されにくい	高機能タイプの抱える生活上の困難の見極めと理解促進	人材養成・普及啓発	高機能タイプの生活困難に理解ある支援者の養成及び一般への啓発	
	特性の強弱(濃淡)でなく 生活上の困難に視点を	生活上の困難度を測る評価尺度や適切な支援方針の検討	基本的視点	アーチルや相談支援機関の評価機能強化	
	困った時すぐ駆け込む場があると安心	地域における社会資源の拡充と支援者の養成	資源拡充・人材養成	発達特性を踏まえた対応が可能な相談支援機関の拡充及び支援者養成	
	希望・能力・適性にギャップがある場合の対応に苦慮	本人を尊重しながら自己理解・障害受容・現実見当識等を促す支援	本人支援 連携強化(教育・就労)	自閉症児者相談センターや地域活動推進センターの相談支援プログラムの充実	
	自立には身近な相談場所と直接支援の担い手が必要	地域の支援力向上と不足する社会資源の拡充	資源拡充・人材養成	自閉症児者相談センターや相談支援機関の役割整理・機能強化及び支援者向け研修の実施	◎
2 就労支援	得意分野を仕事で活かしたい(当事者委員)	就労前の職業適性の見極めと就労後の適正配置へ向けた理解促進	連携強化(就労) 普及啓発	就労支援センターや障害者職業センター等との連携強化及び雇用先への啓発・連絡調整	
	仕事よりコミュニケーションが心配(保護者委員)	就労準備訓練・就労前支援としての社会生活能力支援の充実	本人支援	就労支援機関及び地域活動推進センター等の社会生活能力支援プログラムの充実	
	成人期の支援として職場の理解促進や環境整備は急務	職場の普及啓発と就労支援機関との連携・ネットワーク形成	普及啓発 連携強化(就労)	雇用先や一般事業所向けの有効な啓発方法の検討及び就労支援機関との連携強化	
3 居場所づくり 仲間づくり 余暇支援	気軽に立ち寄れる場を身近な地域に増やしてほしい	社会資源の拡充と支援者の養成	資源拡充・人材養成	放課後等ディサービス事業所や地域活動推進センターの拡充と支援者養成	
	同年代の仲間と安心して過ごせる場の保障	学校や職場以外の居場所(“所属感”を得られる場)づくり	本人支援	放課後等ディサービス事業所や地域活動推進センターの拡充と支援者養成	
	同じ文化を持つ仲間との交流や余暇モデルの体験	発達特性に合わせた本人支援プログラムやイベントの充実	本人支援	放課後等ディサービス事業所や地域活動推進センターにおける支援内容の充実	
4 保護者支援 家族支援	発達障害の社会的理解は進んでも多くの親は不安	各ライフステージ特有の課題や家族の悩み、ニーズに合わせた支援	生活支援	様々な対象や形態による家族支援の継続	
	先輩保護者の体験談が新たな気付きや学びのきっかけに	家族が集い体験や思いを分かち合える場・エンパワメントされる場の提供	家族会・家族教室	家族会・家族教室等の定期的な開催と先輩保護者との協働	◎
5 教育関連	教育現場における支援対象の拡大に伴う対象児の増加	新たな支援対象児童・生徒の抱える課題や支援ニーズの把握及び対応	連携強化(教育)	学校・特別支援教育課・教育相談課・適応指導センター・児童館等との連携強化	
	大学等に多数在籍する発達障害者の支援体制は不十分	高等教育機関に在籍する発達障害者の実態把握と支援体制の検討	連携強化(教育)	高等教育関係者のネットワーク形成及び情報や課題の共有(高校情報交換会の活用)	
6 人材養成	多様化する支援ニーズや複雑化する問題に対応できる人材	高度な専門性と実践力を備えた支援者の養成	二次障害予防	自閉症児者相談センターとの共催・支援機関との協働による研修会の実施(新規)	◎
	適切に状態を見極め自己選択を促す提案ができる人材	段階的・系統的な人材養成のための仕組みづくり	本人支援・家族支援	アーチルや自閉症児者相談センターによる支援者向け研修会の実施(継続・拡充)	
	本人に寄り添い可能性を信じて支援できる人材	段階的・系統的な人材養成のための仕組みづくり	本人支援・家族支援	アーチルや自閉症児者相談センターによる支援者向け研修会の実施(継続・拡充)	
	支援全体の調整役を果たせる人材(コーディネーター)	包括的な視点を持ち支援全体の調整機能を果たせる人材の養成	支援システム再整備	コーディネーター養成研修の実施(児童発達支援事業所のセンター化に伴い新規展開)	◎
	元教員や福祉職経験者を社会貢献の一貫として登用	知識や経験豊富な支援力・即戦力のある人材の積極的な登用	社会資源拡充	地域の潜在的な支援力(有経験者等)の把握と登用・協働のための仕組みづくり	
7 普及啓発	当事者や家族からの発信や協働が大きな力に	“語れる当事者(本人・家族)”の支援者としての再位置づけ及び養成	本人支援・家族支援	各種研修会や教育現場及び家族会・家族教室等における当事者との協働	
	当事者(本人・家族)が語ること・伝えることの意義	“語れる当事者(本人・家族)”の支援者としての再位置づけ及び養成	家族支援・人材養成 連携強化(教育)	各種研修会や教育現場及び家族会・家族教室等における当事者との協働	
	めざすは「誰もが生きやすい社会」の創造	差別を解消し多様性を尊重する社会の創造へ向けた普及啓発	基本的視点 ・差別解消	研修会開催や関係機関との連携及び機関紙・啓発冊子作成等による理解促進	◎
8 相談支援 支援体制	(考え方) 相談支援の柱は 生活支援・就労支援・余暇支援	不足している社会資源の拡充と支援者の養成	基本的視点 ・資源拡充	地域の相談支援機関の拡充と支援者の養成	
	(考え方) 横軸(生活)と縦軸(人生)による支援体制整備	支援ネットワークの広がりと成人からのフィードバックによる相談機能強化	基本的視点 支援ネットワーク形成	アーチルにおけるライフステージ間の連携・相談体制強化及び関係機関との課題の共有	
	(考え方) “一生続く最小限の支援”的保障(保護者委員)	将来の自立した生活や本人のエンパワメントを重視した継続的支援	本人支援 コーディネイト機能	ライフステージごとに途切れのない支援の継続と地域支援ネットワークの形成	
	(仕組み) 滞留させず適切な機関に繋げる体制づくり が急務	支援体制全体を見渡した包括的視点による各機関の役割や機能の整理	基本的視点 コーディネイト機能	アーチルの拠点機能や直接支援を担う自閉症児者相談センターのプランチ機能強化	◎
	(仕組み) コーディネイト機能の強化	支援体制全体を見渡した包括的視点による各機関の役割や機能の整理	人材養成 コーディネイト機能	コーディネイト機能による既存施設の有効活用や機能強化及び新システムの具体的検討	◎
	(仕組み) 子育て支援機関や教育との連携	子育て支援機関や教育機関との連携強化	連携強化(子育て・教育)	子供未来局や教育局関係各課との連携による支援体制の検討	
	(支援内容) 成人期の自立を支える住まいの場の保障	発達特性を踏まえた生活支援を提供できる住まいの場の検討・拡充	社会資源拡充・人材養成	既存の発達障害者を対象としたグループホームの評価・検証と新たな住まいの場の創出	◎
	(支援内容) 二次障害への予防的対応・緊急的対応	緊急時の対応が可能な社会資源の拡充・創出及び循環型の支援体制整備	基本的視点 二次障害予防	行動障害等による対応困難ケースの一時保護下における再評価及び自立への支援(新規)	◎
	(支援内容) こころの安定・こころのケアを重視した支援	こころのケアに関する知識や経験を有する支援者の確保・養成	人材養成・本人支援	相談支援従事者への心のケアに関する理解促進を目的とした研修の実施	

卷末資料3

先行研究及び先進地の取り組みに関する資料

(1) 「成人期の生活適応の研究～地域で発達障害者が暮らしていくために」

(中京大・辻井正次氏)

辻井氏は、高機能自閉症やアスペルガー障害の方々や家族に対する支援に携わっている研究者である。長年の研究・実践を通して、成人期の発達障害者の生活には、適応行動・生活の質・メンタルヘルスといった様々な面において困難があることを実感すると同時に、従来の評価尺度ではそれが十分反映されず、必要な支援に結びついていない可能性があるという現状に課題意識を持っていた辻井氏は、本研究において、新たな指標や評価尺度を検討するとともに、実際に行われている支援の現状や生活実態を調査し、その結果を踏まえて今後の支援のあり方について提案している。

成人期の自閉症スペクトラム障害のある方々の実態としては、高等教育を受けて独立し、地域社会において近隣や友人らと円満な関係を結び、結婚や就労を継続できるケースはあまり多くはないことが分かっており、知的水準から期待されるほどの適応水準には達していない場合もある。多くは家族（親）がその生活を支えており、家族（親）の高齢化やいわゆる“親亡き後”的生活をどのように支えていくかという問題は、成人期の重要な課題の一つである。また、成人期に至るまでに特性に合った適切な支援を受けられず、不適応経験が積み重なると、抑うつや不安障害等の精神疾患発症の引き金となったり、場合によってはひきこもりや犯罪行為等の深刻な事態を招いたりする恐れもある。

このように、成人期の発達障害者の支援を考えるにあたっては、一人暮らしへ向けた生活スキルの習得・向上や精神的健康の維持・管理等が重要なテーマとなる。しかし、辻井氏が本研究において全国の公的支援機関を対象に行った調査によると、対人面の支援に力を入れている支援機関は多いものの、生活スキルの支援に取り組んでいる支援機関は少なく、中には、支援の必要性すら十分に認識していない機関もあることが明らかとなった。これは、障害特性の上からも表面化しやすい対人面の問題に比べ、生活スキルの難しさは先述のように適切な評価尺度がなく、生活上の困難を理解されにくくことが影響していると思われる。また、併せて実施した滋賀県と神奈川県のグループホームを対象とした実態調査の結果からも、グループホームに入居中の成人の発達障害者の多くは、食事や衛生管理、健康管理といった生活スキルの面で困難や課題を抱えていることが明らかとなった

以上のように、辻井氏の研究報告からは、多くの成人期の発達障害者は様々な生活上の困難を抱えていること、従来の尺度では適切な評価ができないことから、適応水準の把握に有用な評価尺度を活用すること、その結果を踏まえて必要な生活スキルの支援を行うこと、そのための支援の場や人材を確保することの重要性が示唆された。

（2）発達障害者自立生活支援システム構築事業

（社会福祉法人グロー　びわ湖ワークス・ジョブカレ　松田裕次郎氏）

本事業は、成人期の高機能発達障害者に対する有効な障害福祉サービスを確立することを目的に、滋賀県の民間事業所が実施している取り組みである。コミュニケーション支援や自己理解促進等の「社会生活スキル」と、生活リズムや家事スキルの支援等の「生活スキル」を獲得し、一人暮らしへ移行することをゴールに据え、高機能発達障害者に特化したグループホーム「ホームかなざわ」を平成17年度にスタートさせ、実際に支援しながら必要なノウハウを蓄積してきた。

さらに、これを発展させ、日中活動の支援として就労準備訓練による「就労スキル」の獲得を目指したプログラムを加えたものが、通称「ジョブカレ」である。本報告では、仕事と暮らしの支援を同一事業所の支援員が行うことで、支援の連続性が確保され、生活全体を見通した支援が可能になるとしている。さらには、こうした成人期の発達障害者の社会的自立を支援するサービスが全国各地でモデル事業化され、同じ課題を持つ全国規模のネットワークが形成されることにより、生活支援の仕組みやシステムのあり方についての情報交換や支援の有効性の検証が進み、新たな課題の洗い出しにも繋がることが期待されている。また、具体的な支援にあたっては、福祉職としての基本的スキルに加えて、発達障害に関する専門的なスキルも併せ持つ人材の育成が求められており、専門性の担保が大きな課題となっていることが報告された。

仙台市発達相談支援センター連絡協議会 委員名簿
 (平成26年度・平成27年度)

(五十音順・敬称略)
 所属は平成28年3月現在

	所 属	氏 名
1	教育局特別支援教育課 課長	あかま ひろし 赤間 宏
2	泉区家庭健康課 課長（平成27年3月まで）	おいかわ つやこ 及川 艷子
3	宮城県立精神医療センター 主任医長	おおつか たつい 大塚 達以
4	東北工業大学ウェルネスセンター カウンセラー	かみにし はじめ 上西 創
5	泉区家庭健康課 課長（平成27年4月から）	くさかり えみこ 草苅 英美子
6	NPO法人自閉症ピアリンクセンター ここねっと センター長	くろさわ あきら 黒澤 哲
7	保護者	ごとう ゆみ 後藤 由美
8	NPO法人グループゆう	さとう ひろのぶ 佐藤 裕信
9	東北大学大学院教育学研究科 教授	のぐち かずひと 野口 和人
10	弁護士	はやし さやか 林 さやか
11	就労継続支援B型チャレンジビラ サービス管理責任者	ふくし ようこ 福士 陽子
12	保護者	まつおか ともこ 松岡 知子
13	本人	やなぎ ひろき 柳 広樹

事務局：仙台市発達相談支援センター

**発達障害児者の地域生活の充実へ向けた
支援体制の整備について（提言）**

平成 28 年 3 月発行

仙台市発達相談支援センター連絡協議会

（仙台市北部・南部発達相談支援センター）

住所 〒981-3133 仙台市泉区泉中央二丁目 24 番 1 号

電話 022 (375) 0110

FAX 022 (375) 0142

ホームページ <http://www.city.sendai.jp/kenkou/hattatsu/gaiyou/>